

3	<h1>CTF通信</h1>	集う・遊ぶ 学ぶ・働く
2003年6月		発行:CTF松阪

CTF松阪の“NPO法人化”について

行政書士 伊藤 義徳

CTF松阪会員の皆様いかがお過ごしですか、私は本年3月CTF松阪設立と同時に入会をしました。行政書士という職業柄、CTF松阪の“NPO法人化”について、役員さんからご相談を受けております。

そこで、会員の皆様方に“NPO法人化”とはどういうことか、ということについて少し述べてみたいと思います。

法人化とは

現在のCTF松阪は任意団体です。例えば、官庁・企業さんから仕事を出してもらうにしても、その契約者は「CTF松阪」という組織としてではなく、「CTF松阪会長個人」です。また、会の預金通帳の名義も個人です。

このように、仕事を出してくれる側から見れば、『一個人にこの仕事を出しても大丈夫だろうか?』という心配があるでしょうし、会員にして見れば、『会の財産が代表者個人のものとしてしか公に認められない』という不満・不安があるでしょう。

法人化することによって団体として社会的に認められ「権利能力の主体」となれます。

法人の種類は

法人の種類は、特定非営利活動法人、社会福祉法人、株式会社等ありますが、CTF松阪が取得するのは、目的上「特定非営利活動法人(NPO法人)」が適当と思います。

CTF松阪の“NPO法人化”については以上のとおりです。CTF松阪が障害者の方々への支援事業を推進するには、CTF松阪が官公庁や企業さんから、ワーク会員さんのこなせる仕事を受託できやすくする必要があり、CTF松阪が障害者の方々に長く支援を続けていくためにも、NPO法人化した方がよいのではないかと思います。

NPO法人化のメリット

団体として契約主体になれることに加え、関係法令によって定められたルールを守っている団体、という信頼が得られるので、仕事が出してもらいやすい。

さらに、財産・資産の所有者が個人ではなく団体というように明確化され、土地、建物についても所有権が設定できます。

NPO法人化のデメリット

毎年1回、事業報告書、役員名簿、定款等を所轄庁に提出するほか、関係者に閲覧させることが義務付けられるため、これのための業務が増えるが、これは法人化如何にかかわらず、的確な組織運営のためには必要な業務であるとも言えます。

また費用の面では、法人化設立時の経費(認証手続費用、登記費用等)ならびに運営上の経費(県市民税、法人税等、税理士費用等)が必要となります。

What's "CTF"?

C: Challenged
T: To
F: the Future

Challenged To the Future
未来に羽ばたく障害者

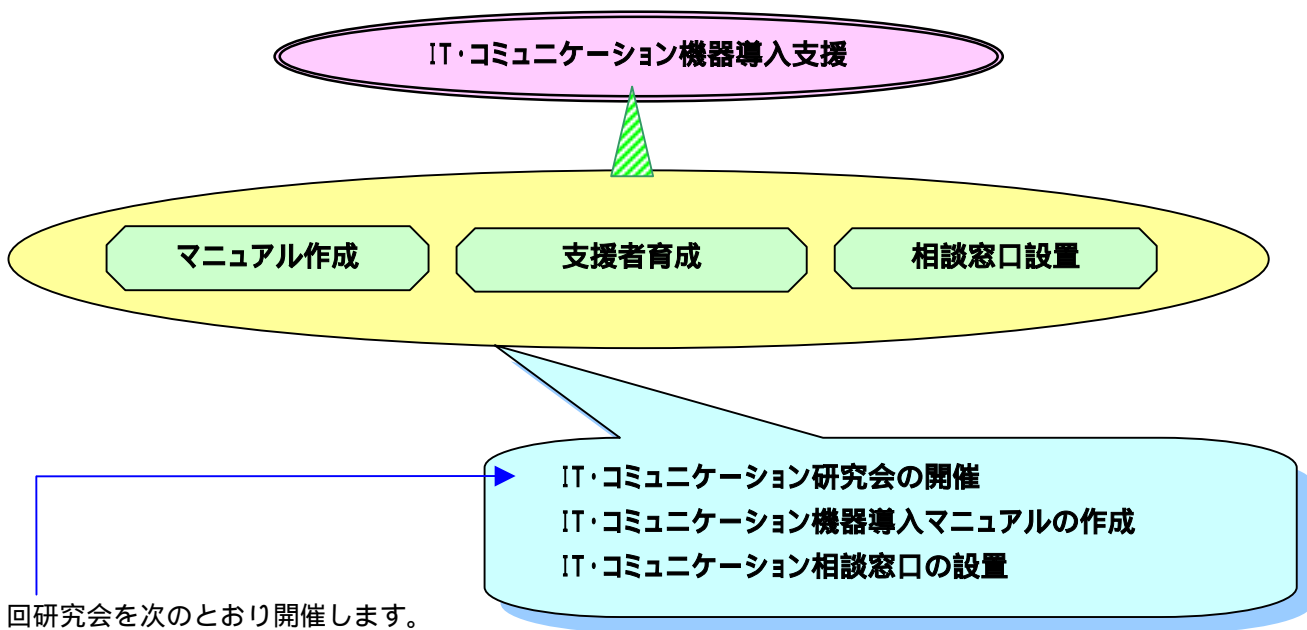
障害者に対するIT・コミュニケーション機能確保への支援 について
 松阪地方県民局保健福祉部様と協働研究はじまる

三重県ではかねてから「だれもが自由に社会参加できるバリアのないまちづくり」すなわち「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進されており、その一環として、ユニバーサルデザインの考え方に基づくガイドライン、手引書の作成や実践に取り組む“ユニバーサルデザインリーディング事業”を実施されています。

このたび松阪地方県民局保健福祉部様が、「障害

者に対するIT・コミュニケーション機能確保への支援」というテーマで、ユニバーサルデザインリーディング事業を計画されました。

CTF松阪としましては、これまでの活動で蓄えてきたITを活用した障害者自立支援についてのノウハウを活かし、さらにより高めるためにもよい機会であるとの判断から、この事業に参加することとしました。



第1回研究会を次のとおり開催します。
 会員の皆さま、どうぞふるってご参加ください。

と き：平成15年6月16日(月) 13:30~16:00

と ころ：松阪市高町138 三重県松阪庁舎 3階 33会議室

内 容： 講 演 演題 「障害者のITを利用した自立と福祉制度」

講師 三重県身体障害者総合福祉センター(社会福祉士) 白山靖彦氏

意見交換 障害者の方々のニーズとアプローチについて

~ ITを活用して自己実現・社会参加するには ~

参加者：松阪保健福祉部管内福祉・介護関係者、リハビリ関係者、患者・障害者関係団体、保健福祉部関係者、CTF松阪会員

ユニバーサルデザインのまちづくりとは
 障害の有無や年齢、国籍などにかかわらず、だれもが
 自由に社会参加できるまちづくり のことです



“バリアフリー”というハード面の対策
 だけでなく、“人と人の輪(和)づくり”
 という♥️ハートが大切なんだネ



ユニバーサルデザインリーディング事業打合せ会(5月1日)

第3回役員会開催結果

5月10日(土)松阪市障害者福祉センター(松阪市殿町)において、第3回役員会議を開催しました。

会員10名(うち役員8名)が出席し、松阪子どもNPOセンターの小林様を招き、CTF松阪のNPO法人化についての勉強会をしました。



5月に実施した事業

第3回役員会議

(5月10日)

聴覚障害者向けIT講座

第12回 (5月9日)

第13回 (5月23日)

障害者対象個人向けパソコン講座

(5月6日、13日、20日、27日)

ユニバーサルデザインリーディング事業打合せ

(5月1日)

ネットフロンティア定時総会に出席

(5月17日)

会員研修(HP作成講座)

(5月23日)

ボランティアグループ代表者会議出席

(5月29日)

6月の予定

第4回役員会議

14日 13:30~16:30

松阪市障害者福祉センターにて

聴覚障害者向けIT講座

13日、27日 各18:30~20:30

松阪市中央公民館にて

障害者対象個人向けパソコン講座

3日、10日、17日、24日

各9:30~11:30

松阪市障害者福祉センターにて

ユニバーサルデザインリーディング事業

IT・コミュニケーション研究会

16日 13:30~16:00

三重県松阪庁舎33会議室にて

CTF松阪のホームページ

CTF松阪の活動内容、事業予定、会員のページ、掲示板等があります。

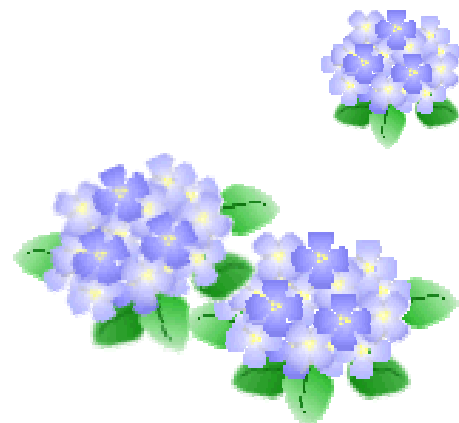
<http://www.geocities.jp/sanguudo/ctf/>

CTF松阪会員メーリングリスト

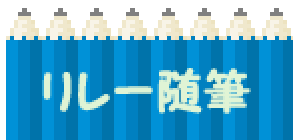
CTF松阪の会員相互の情報交換・連絡用です。

登録ご希望の会員の方は、管理者(下記アドレス)あてに「登録希望」のメールを送ってください。

ctfom-owner@egroups.co.jp



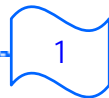
(4)



今月号から、この紙面を会員の皆様に開放します。

執筆者は、一応(?)“リレー”ということで、今月号の執筆者が来月号の執筆者を指名(推薦)することとしますが、“飛び入り”歓迎します。テーマは自由ですが良識ある内容にしてください。皆様ぜひ投稿してください。

トップバッターは、『自ら率先垂範』というか『責任を感じて』いや『無理矢理押し付けられて』ということで、このCTF通信の編集・発行に携わっている鈴木景さんです。



古い話で恐縮ですが、私が始めて Computer という言葉を聞いたのは昭和40年前後の事で、Computer とは何かということの説明した英文を訳す宿題の中でした。Computer は辞書に出ていないから訳さないでよろしい、という但し書き付で・・・。

見たことない、聞いたことすらない機械について訳すのはお手上げで、後に、訳された日本語を読んでも理解できませんでした。

当時、Computer は大企業の広い部屋に大型冷蔵庫よりももっと大きい機械が何台も並んでいたのだそうです。

以来40年を経て Personal Computer = パソコンに進歩し、ノート型パソコンや文字や写真まで送れる手のひらサイズの携帯電話に至るまでの変貌は私の想像を絶するモノがあります。

インターネットを垣間見たり、友人とメール交換を楽しむ程度で Computer World を知っているとは夢々思いませんが、CTF松阪の設立会の時に見た、障害者のために開発された[伝の心]や、ある種の脳波を使って人の意思を読み取る装置などは、私が今まで知らなかった Computer World でした。目からウロコというか、電流に触れたようなショックを受けたのです。

パソコンによって我々の生活が便利になるのはありがたいことですが、ITぐるみの犯罪が増加していることも事実です。[長い人生、そんなに急いでどうなるの?]という気がしないではありませんが、CTF松阪が取り組んでいる、障害者がより便利な生活を営むためのパソコンはまだ開発が始まったばかりのような気がします。

便利になりすぎて弊害を起こすより、パソコンによって生活が向上する障害者のために文字どおりの Personal Computer が更に進歩してゆくことを望んでいます。

最後まで読んでくださってありがとうございました。次号は梶川正一様をお願いします、皆様どうぞお楽しみに・・・

鈴木 景



CTF通信がインターネットで見られます

CTF通信がCTF松阪のホームページから見られるようになりました。

今後郵送配布が不要の会員の方はお申し出ください。

CTF松阪 E-mailアドレス:
sanguudo@ybb.ne.jp

CTF通信 第3号

2003年(平成15年)6月発行

発行者 ITを活用した障害者支援組織
(Challenged To the Future)

CTF松阪

発行責任者 川口保美

住所 〒515-0081
松阪市本町2181-1

電話 0598-21-7268